

8 許可を受けた行為を変更する場合（条例第 49 条、規則第 58 条から第 60 条）

許可を受けた後、開発行為に変更が生じた場合、変更の手続きが必要となる場合があります。変更の際は事前にご相談ください。

（１） 変更許可申請が必要な場合

次のいずれかに該当する場合には、変更許可申請を行う必要があります。

- ① 開発区域を拡大又は縮小する場合
- ② 開発行為の着手年月日が予定より 5 年以上遅れる場合
- ③ 土地の造成、地表の舗装等土地の形質を変更する範囲を拡大する場合
- ④ 切土又は盛土法面の勾配、高さ、位置、調整池等の排水施設、えん堤、よう壁等の設計を変更する場合
- ⑤ 浸透ます、透水性舗装等の雨水等の地下浸透施設の浸透能力を低下させる場合
- ⑥ 行為地内に現存する良好な土壌の保全及び利用の計画を変更する場合（良好な土壌量が減少する場合に限る）
- ⑦ 動植物の生息又は生育に対する適正な対策に関する計画を変更する場合
- ⑧ 緑地の配置に変更がある場合、緑地の規模を縮小する場合、樹種に変更がある場合、樹木の本数が減少する場合（樹木等保護検討において、残置又は移植とした樹木の本数が減少した場合も含む。）、施工及び管理計画等に変更がある場合

（２） 軽微な変更にあたる場合

次のいずれかに該当する場合は、変更許可手続は不要ですが、変更届が必要となります。

- ① 開発行為の着手年月日の遅延（予定から 5 年未満の場合に限る。）及び完了予定年月を変更する場合
- ② 建築物その他の工作物、運動場、娯楽施設等の配置、規模、形状等に変更がある場合（変更許可に該当する場合を除く。）
- ③ 土地の造成、地表の舗装等土地の形質を変更する範囲を縮小する場合
- ④ 浸透ます、透水性舗装等の雨水等の地下浸透施設の浸透能力を向上させる場合
- ⑤ 行為地に存する良好な土壌の保全及び利用計画を変更する場合（良好な土壌量が増加する場合に限る。）
- ⑥ 開発行為の施行方法を変更する場合（変更許可に該当する場合を除く。）
- ⑦ 修景施設としての植栽緑地の形状、樹種又は配置に変更がある場合
- ⑧ 緑地（⑦に規定する緑地を除く。）の規模が増加する場合、樹木の本数が増加する場合（既存樹木等保護検討において、残置又は移植とした樹木の本数が増加した場合も含む。）

(3) 変更許可申請書及び添付図書の作成要領

ファイルの形式・部数は、通常の許可申請に準じるものとしますが、提出図書は次のとおりです。
記入方法等は、特記がない限り通常の許可申請に準じるものとします。

① 申請書類

(ア) 許可の変更申請書

変更理由書及び変更内容一覧表（変更前・変更後の数量・増減などを記入）を添付してください。申請者の印鑑証明書、法人登記事項証明書等の添付は変更がない限り不要です。

(イ) 計画概要書

変更後、変更前（許可申請書の副本に添付した概要書のコピーで可。）の2種類を提出してください。

(ウ) その他の添付書類

通常の許可申請の添付書類に準じます。ただし、変更のない図書は添付する必要はありません。

② 標識の変更

標識の記載内容に変更があるときは、変更許可取得後速やかに標識を変更してください。

③ 罰則

変更許可の手続を行わずに変更計画を施工した場合には、罰則が適用されます。

(4) 変更届の作成要領

ファイルの形式・部数は変更許可申請に準じるものとします。ただし、変更のない図書は添付する必要はありません。

9 地位の承継が生じた場合（規則第 67 条）

(1) 承継手続が必要となる場合

- ① 許可を受けた者が死亡し、他の者が民法上の相続を受けた場合
- ② 商法に基づく合併、分割により、法人が代わった場合
- ③ 許可時に法人設立準備中で、許可後に当該法人が設立した場合
- ④ 譲渡等により、事業が他の者に引き継がれた場合

(2) 承継手続書類

正・副各1部を提出してください。なお、副本は正本の写しも可とします。

- ① 地位の承継届出書（規則第 23 号様式）
- ② 届出書（承継者）の印鑑証明書（法人の場合は法人登記事項証明書も添付）
- ③ 承継の事実を証明する図書（上記（1）①から④に係るもの。例えば売買契約書の写など）
- ④ 他人所有の土地で地位の承継を行う場合、地位の承継についての土地所有者の同意を証明する図書

10 許可を受けた行為を廃止する場合（条例第 51 条、規則第 63 条）

開発の許可等に係る行為を途中で廃止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出て承認を得なければなりません。

工事を途中で廃止するに当たっては、周囲の地域に対して土砂の流出・崩落・いつ水等の被害を及ぼしたり、公共施設の機能を阻害したりすることがないように、当課及び関係機関の指示を受け、しかるべき措置を取ってください。

（１） 廃止手続書類

正・副各 1 部を提出してください。なお、副本は正本の写しも可とします。

- ① 廃止承認申請書（規則第 18 号様式）
- ② 原状回復等計画書（規則第 19 号様式）
- ③ 回復計画書（原状の回復計画及び植生・表土等の回復計画を示したもの）
- ④ 回復造成計画図（原状の回復や安全確保のため切土・盛土を行うときは作成すること）
- ⑤ 排水施設等計画図（回復後の自然保護上必要な施設（排水施設、調整池、地下浸透施設を含む）の設置計画）
- ⑥ その他の自然保護上必要な施設の計画図
- ⑦ 現状の写真（現況図に写真番号と撮影方向を記載したものも添付すること）

（２） 原状回復措置の実施状況の報告

- ① 報告時期
原状回復が完了したときとしますが、必要に応じて途中経過の報告を求める場合があります。
- ② 提出書類
 - ア 完了図面
 - イ カラー写真（完了図面に写真番号と撮影方向を記載すること）
 - ウ その他必要な図書

11 許可を受けた行為を一時休止する場合（条例第 52 条、規則第 64 条）

許可を受けた行為を 2 か月以上休止する場合は、あらかじめ休止届の提出が必要となります。この場合も廃止に準じた保安措置を取ってください。

また、休止を解除して工事をする場合は、休止解除手続きを行ってください。

（１） 休止届出書類

正・副各 1 部を提出してください。なお、副本は正本の写しも可とします。

- ① 休止届出書（規則第 20 号様式）
- ② 危険防止及び事故防止のための計画書
- ③ 保安対策等を写した写真（現況図又は略図に写真番号と撮影方向を記載すること）
- ④ その他必要な図書

（２） 休止解除届出書類

正・副各 1 部を提出してください。なお、副本は正本の写しも可とします。

- ① 休止解除届出書（規則第 20 号様式）
- ② その他必要な図書

12 中止命令等（条例第 54 条、第 65 条、第 66 条）

許可処分を受けずに開発行為を行った者、及び許可に際して付した条件に違反した者に対しては、知事が開発行為の中止を命じます。また、相当の期限を定めて原状回復を命じる場合や、原状回復が著しく困難である場合には、これに代わる措置をとることを命じる場合があります。

なお、知事がこれらの命令を行った場合には、開発行為を行う土地内に標識を設置します。

許可を受けずに開発行為を行った者は、30 万円以下の罰金に処されます。また、中止命令や原状回復命令（原状回復に代わる措置命令も含む。）に従わない場合には、6 か月以下の懲役刑又は 30 万円以下の罰金刑が適用されます。

13 報告及び検査等（条例第 58 条）

知事は許可を受けた者に対して、開発行為の実施状況やその他必要な事項についての報告を求めることがあります。また、職員が開発行為の行われる土地に立ち入って実施状況を調査したり、開発行為が自然に及ぼす影響を調査したりすることがあります。

なお、許可を受けた者が報告を行わない、もしくは虚偽の報告を行った場合や、立入検査等の拒否や妨害等を行った場合には 20 万円以下の罰金が適用されます。

14 完了届（条例第 53 条、規則第 65 条）

許可を受けた行為が完了した際には、14 日以内に完了届を提出する必要があります。

（1）完了届出書類

正・副各 1 部を提出してください。なお、副本は正本の写しも可とします。

① 完了届出書（規則第 21 号様式）

② しゅん工図面

次の項目を記載すること。

- （ア）縮尺（1/1000 以上とすること（なるべく許可申請時の計画図と同じ縮尺とすること）。）
- （イ）完了写真の撮影地点、方向
- （ウ）行為地の境界（敷地が大きいために図面を分割する場合は、行為地全体を把握できる図面を作成すること。）、地形、道路、水路・河川、公園、広場等、建築物・工作物、宅地等の形状、都市計画施設道路・公園等の位置
- （エ）緑地計画に対する緑地実績
- （オ）残留緑地がある場合又は既存樹木等の残置や移植を行った場合には、樹高 5 メートル以上の樹木の種類、位置、目通り周
- （カ）植栽樹木については、樹種、位置、緑地周囲の各辺の長さ
- （キ）希少植物を移植した場合は、その移植場所及び株数
- （ク）法面保護を行った場合は、保護方法（芝張り、吹付け等）

③ 完了写真

撮影日を記載すること

（2）完了検査

完了届の提出後、完了検査を実施します。この時には責任者の立会いを求めることがあります。検査の結果、開発許可等の内容に適合すると認められる場合には、完了検査済証を交付します。

15 緑地等の維持管理義務（条例第 55 条、規則第 65 条の 2）

開発の許可等を受けた者は、開発の許可等により確保された緑地等を良好に維持管理する義務があります。許可を受けた開発行為が完了した際には、30 日以内に緑地等管理計画書を提出する必要があります。

ただし、地元自治体に帰属する緑地については提出を不要とします。その場合は、完了届提出時に、都職員に地元自治体に帰属する旨及び地元自治体の維持管理方法等について御報告をお願いします。地元自治体に維持管理についての要綱等がある場合は、その旨ご報告願います。

（1） 緑地等管理計画書

正・副各 1 部を提出してください。なお、副本は正本の写しも可とします。

① 緑地等管理計画書（規則第 21 号様式の 2）

② しゅん工図面

次の項目を記載すること。

ア 縮尺（1/1000 以上とすること。）

イ 残留緑地がある場合には、樹高 5 メートル以上の樹木の種類、位置、目通り周

ウ 植栽樹木については、樹種、位置、緑地周囲の各辺の長さ

エ 希少植物を移植した場合は、その移植場所及び移植株数等

オ 法面保護を行った場合は、保護方法（芝張り、吹付け等）

③ 維持管理方法を示した図書

緑地ごとの管理方法を記載し、併せて年間の管理工程表も示すこと。

（2） 緑地等管理計画書に基づく管理義務

緑地等管理計画書を提出した者は、提出日から起算して 1 年間は計画書に基づいて適切に緑地を管理する義務があります。

提出日から 1 年以内に、売買等により土地の管理権原（所有権、賃借権及び地上権）が移転した場合は、緑地等管理計画書の写しを引き継ぐように努めてください。なお、売買の際、重要説明事項として記載の上、写しの提出をお願いする場合があります。

上記の管理権原の引継ぎを受けた者は、緑地等管理計画書の内容を勘案し、緑地等の適切な管理に努めてください。

（3） 緑地等管理状況報告書

緑地等管理計画書を提出した者は、提出日から起算して 1 年以内に、緑地等の管理状況について記載した報告書を提出する必要があります。ただし、売買等により土地の管理権原（所有権、賃借権及び地上権）が移転した場合は、提出する必要はありません。

正・副各 1 部を提出してください。なお、副本は正本の写しも可とします。

① 緑地等管理状況報告書（規則第 21 号様式の 3）

② 現況図面

次の項目を記載すること。

ア 縮尺（1/1000 以上とすること。）

イ しゅん工図面から変更が生じた場合には、変更箇所を分かりやすく明示すること。

ウ 残留緑地がある場合には、樹高 5 メートル以上の樹木の種類、位置、目通り直径

エ 植栽樹木については、樹種、位置、緑地周囲の各辺の長さ

オ 希少植物を移植した場合は、その移植場所及び現存する株数等

カ 写真撮影地点、方向

- ③ 現況写真
撮影日を記載すること。
- ④ 管理結果を示した図書
緑地ごとの管理状況を記載し、年間管理工程表に示すこと。

16 開発行為の完了後に再び開発行為を行う場合（条例第 48 条、規則第 55 条から 57 条）

開発行為が完了した土地（条例においては「隣接地」と定義されます。）の隣接した土地において、完了してから 3 年以内に開発行為を行う場合、新たに開発行為を行う土地（条例においては「行為地」と定義されます。）と隣接地とは一体の土地（これは「開発区域」と定義されています。）とし、条例及び規則で定める要件を満たす場合には、開発許可の対象となります。

許可の対象となった場合には、開発区域において許可等の要件を満たす計画としなければなりません。

（1） 隣接地で行われた開発行為が完了した日から 3 年以内に行為地において開発行為を行おうとする場合で、行為地及び隣接地の所有者が同一の場合（次の②の場合を含む。）

① 許可対象となる土地の要件

甲地域では 3,000 平方メートル以上、乙地域では 1,000 平方メートル以上の面積の土地で、かつそれぞれの土地の中に、その面積の 3 分の 1 以上の面積にあたる自然地、又は一団で 1,000 平方メートル以上の自然地を含む場合

② 所有者が同一と認められる場合

ア 行為地の所有者が、隣接地の所有者である株式会社の発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有する場合

イ 隣接地の所有者が、行為地の所有者である株式会社の発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有する場合

ウ 行為地の所有者が国又は地方公共団体であり、隣接地の所有者が当該国又は地方公共団体が法令等に基づき基本財産の過半を出資している法人である場合

エ 隣接地の所有者が国又は地方公共団体であり、行為地の所有者が当該国又は地方公共団体が法令等に基づき基本財産の過半を出資している法人である場合

（2） 隣接地において行われた開発行為と一体と認められる開発行為を、隣接地で行われた開発行為が完了した日から 3 年以内に行おうとする場合

① 許可対象となる土地の要件

（1）の①を参照

② 行為地と隣接地の開発行為が同一と認められる場合

ア 店舗若しくは共同住宅のための駐車場又は工場のための資材置場若しくは作業場等隣接地における開発行為により設置された施設と機能の上で相互に関連し、一体となっている施設を設置するための開発行為

イ 墓地の拡張、土砂等の埋め立て行為地の拡張等隣接地における開発行為と同種の開発行為であり、かつ隣接地における開発行為により設置された管理棟、出入口、通路、調整池等の施設を共用する開発行為

17 丘陵地における適正開発のための指導指針

(目的)

第1 この指導指針は、みどりのフィンガープラン（平成元年12月策定。以下「フィンガープラン」という。）の対象地域における開発行為について、必要な指導を行うことにより、フィンガープランの目標である丘陵地の連担したみどりと地形の維持を図ることを目的とする。

(対象)

第2 この指導指針が対象とする開発行為は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号。以下「条例」という。）第47条、第48条若しくは第49条の規定による許可及び協議に係る行為で、別図に示すフィンガープラン対象地域内の斜面地及び尾根部分で行う行為とする。

2 斜面地とは、行為地若しくは開発区域内にある斜面状の地形部分の最高地点と最低地点とを結ぶ直線の傾斜9%を超えるものをいう。

(適正開発のための原則)

第3 丘陵地における開発行為については、次に掲げる原則によるものとする。

第一原則 丘陵地の特質である斜面地及び尾根部分の保全に最大限の配慮をすること。

第二原則 やむを得ず改変する部分については、自然環境が早期に回復できるような措置を講ずること。

第三原則 自然環境の保全及び回復が困難な部分においては、自然的形状の創出に努めること。

(指導の標準)

第4 指導に当たっては、東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第39号。以下「規則」という。）第52条第2項の規定に基づき、貴重な動植物の保護等の従前の指導に加え、次の各号に掲げる標準によるものとする。

(1) 尾根部分、急斜面は残留緑地として可能な限り確保すること。

(2) 土工量（単位面積当たりの盛土量及び切土量の合計量）は可能な限り少なくすること。やむを得ず土工量が多くなる場合であっても、地形の大幅な改変を避けるため、原則として、 $4\text{ m}^3/\text{m}^2$ （一団の住宅地の造成及び建設は $6\text{ m}^3/\text{m}^2$ ）以下とすること。

(3) 造成地にできる段差は、可能な限り法面緑地とすること。

(4) 擁壁等の構造物は、法面緑地と組み合わせることなどにより、可能な限り低くすること。

(5) 道路に接する擁壁等の構造物の前部には、緑地帯の設置又は街路樹を配するよう努めること。

(6) 前号により設置する緑地帯は、擁壁等の構造物の高さが1mを超えるときは、植栽地の幅を1m以上とし、高木を主体とする植栽を行うこと。

(7) 造成により生じる稜線部分及び建築物、工作物等がある敷地部分には、高木を植栽すること。

(緑地の標準)

第5 第4の標準により確保する緑地の面積は、別表に掲げる緑地の標準に適合したものとする。

(東京都自然環境保全審議会に付議すべき許可等)

第6 条例第47条、第48条若しくは第49条の許可をしようとする場合において、丘陵地の連担したみどりと地形の維持を図る上で、特に必要があると認めるときは、区域面積が3万平方メートル未満の開発行為についても、東京都自然環境保全審議会の意見を聴くものとする。

2 区域面積が3万平方メートル未満の開発行為で前項の適用を受けないものについては、関係機関により構成する「丘陵地における適正開発調整会議」を設置し、その会議の結果に基づいて処理するものとする。

(その他)

第7 この指導指針の運用に必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- 1 この指導指針は、平成3年9月1日から施行する。
- 2 平成3年8月31日以前において指導を継続している開発行為については、なお従前の例による。

別表 緑地の標準

対象行為	緑地の標準
甲地域における屋外運動競技施設、屋外娯楽施設、墓地の建設	区域面積の30%以上の面積の緑地
区域面積が3,000㎡以上の一団の住宅地の造成及び建設	区域面積の20%以上の面積の緑地（区域面積の5%以上の面積の公共的緑地を含む。）。ただし、宅地分譲（建売を含む。）を目的とする造成については、地区計画（都市計画法第12条の4）、緑地協定（都市緑地法第45条）等による保全措置があること。
甲地域における上記以外の行為（道路の建設に係るものを除く。）	区域面積の20%以上の面積の緑地

備考 宅地分譲（建売を含む。）を目的とする造成における緑地確保の留意点

- （1） 地区計画（都市計画法第12条の4）、緑地協定（都市緑地法第45条）等による保全措置をする場合は、許可申請者からそれぞれ当該措置を講ずる旨の文書の提出を求める。
- （2） 緑地は、丘陵地の特性を生かしたまとまった形状の緑地となるよう努めるとともに、分譲後の設置場所の変更が生じない場所（宅地内の斜面地、道路に接する擁壁等の構造物の前部、土留めの設置場所を道路際から0.5m後退させることにより確保される接道部緑地帯など）に確保する。

(参考1)

「みどりのフィンガープランとは」

東京の市街地に続く丘陵地には、雑木林を中心とする自然性豊かな緑が残っており、この緑は丘陵地やその周辺に住む人々の生活の場としても、また、都民全体の身近な自然とのふれあいの場としても貴重な空間となっています。

更に近年では、地球規模の環境変化と人類の生存との関係が大きく指摘されており、自然に対する関心やその保全の必要性に対する認識は一層高まりをみせています。

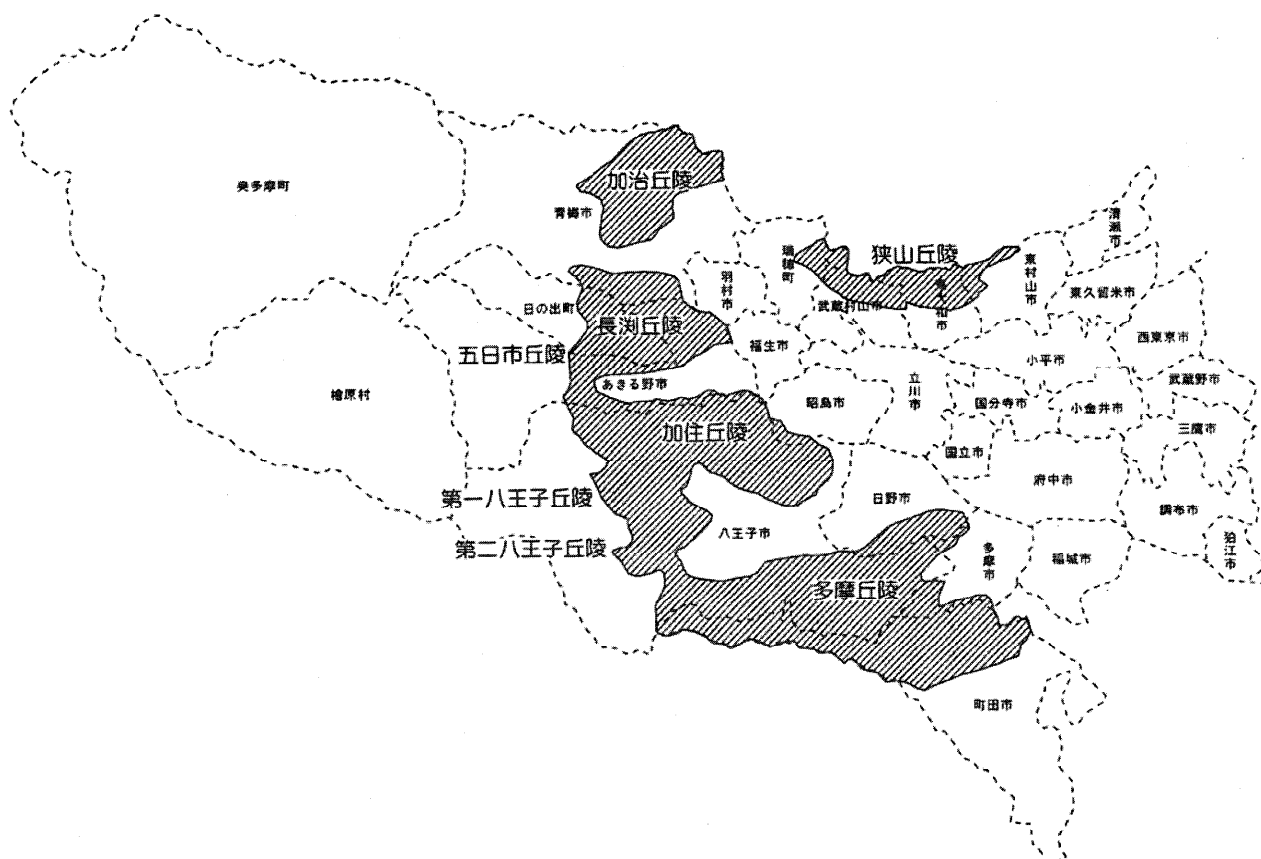
みどりのフィンガープランは、丘陵地の自然環境の保全と活用を図るとともに、自然環境との調和を図った秩序ある開発が行われるようにするため、平成元年12月に策定されました。

【フィンガープランの名称の由来】

このプランの対象となる丘陵地は、西側の関東山地から東側の台地に向かって、指（フィンガー）上に突出した状態になっています。

この加治丘陵（狭山丘陵）、長洲丘陵（五日市丘陵）、加住丘陵（第一八王子丘陵、第二八王子丘陵）、多摩丘陵を5本の指になぞらえ、みどりのフィンガープランという名称となりました。

フィンガープラン対象地域概略図



(参考2)

昭和 61 年 2 月 25 日

自然地におけるゴルフ場開発計画に対する指導指針

(趣旨)

第 1 自然地におけるゴルフ場の開発は、広範な樹林の伐採、大規模な地形・土壌の改変等を伴い、貴重な自然地に回復し難い破壊をもたらすので、東京における自然を保護するため、この指針に基づいて指導するものとする。

(対象)

第 2 この指針の対象とするゴルフ場の規模は、計画面積が 3 ヘクタール以上のものとする。

(方針)

第 3 次の地域に該当するゴルフ場開発計画については、これを認めないこととする。

- (1) 奥地山岳地帯で、大半がコメツガ林、ブナ林等の原生林でおおわれている地域
- (2) 原生林に接してミズナラ林等の二次林でおおわれている地域
- (3) 山地部で、スギ、ヒノキの植林地域
- (4) 丘陵地帯で、クヌギ・コナラ林等の二次林が多く残されている地域

2 前項に掲げる地域に該当しないゴルフ場開発計画については、行為地及びその周囲の状況等に応じて指導する。

3 第 3 の地域は、東京における自然の保護と回復の基本方針（昭和 49 年東京都告示第 286 号）における自然的条件からみた類型区分〔1〕から〔4〕になる。

18 様式

第14号様式(第53条関係)

許 可 申 請 書

東京における自然の保護と回復に関する条例第47(48)条第1項の規定により、下記の行為について許可を申請します。

年 月 日

東京都知事 殿

代理人

住 所
氏 名

印

許可申請者

住 所
氏 名

印

〔 法人にあっては所在地、
名称及び代表者氏名 〕

(1) 行為地の地名、地番及び地目			
(2) 行 為 の 規 模			
(3) 行 為 の 目 的			
(4) 行 為 の 施 行 方 法			
(5) 予定年月日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
(6) 行為地及びその周囲の状況			

	受 付 年 月 日	受 付 番 号	処 理 欄
※受付処理欄			

備考1 ※受付処理欄は記入しないこと。

2 以下のものを添付すること。

- (1) 計画概要書(第15号様式)
- (2) 既存樹木等保護検討書(第15号様式の2)
- (3) 行為地の位置図及び方位を示すもの、土地の登記事項証明書及び公図の写し、面積測量図、行為地内及びその周辺の土地の地形、土壌、動植物の生息又は生育状況等の自然の状況を示す図書
- (4) 建築物その他の工作物の位置、規模、形状等を示す図書、開発行為の施工方法を示す図書、土地の造成計画を示す図書、土壌の確保及び利用計画を示す図書
- (5) 切土又は盛土法面のこう配、調整池、えん堤、よう壁等の設計を示す図書
- (6) 雨水等の地下浸透対策を示す図書
- (7) 行為地内に存する動植物の生息地又は生育地の保護及び回復計画を示す図書
- (8) 緑地の位置、規模、樹木の本数、施工及び管理計画等を示す図書

(日本工業規格A列4番)

委任状

年 月 日

住 所

氏 名

実 印
登録印

私は、下記のとおり代理人を定め、東京における自然の保護と回復に関する条例第47（48、49）条
第1項に規定する許可の申請手続、及び完了手続を委任する。

記

代 理 人

住 所

氏 名

行為の目的

行 為 地

承 諾 書

(申請者名)

_____ 殿

(申請者名)

_____ が下記の土地について、東京における自然の保護と回復に関する

条例第47（48、49）条第1項に基づく許可申請に係る開発行為を行うことを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

実 印
登録印

記

地 名 ・ 地 番	地 目	地 積 (㎡)	摘 要
東京都			
東京都			
東京都			
東京都			
東京都			
東京都			
東京都			
東京都			

注) 実線部分は許可申請者の氏名を記入すること。

計 画 概 要 書										※この欄は記入しないこと								
① 行為地の地名地番		東京都																
② 行為の目的																		
③ 許可申請者の住所 氏名 連絡先 (法人にあっては所在地、 名称及び代表者氏名)		— —																
④ 申請代理人の住所 氏名 連絡先		— —																
⑤ 行為地の概況	地域の区分		甲 (m ²) ・ 乙 (m ²)				都市計画法第 29 条		該当・非該当									
	都市計画区域		市街化区域・市街化調整区域・区域外				都市計画施設 (公園・緑地・道路・水路)		有・無									
	用途地域		☐ 有 ☐ 無 () 建 % ・ 容 % () 建 % ・ 容 % () 建 % ・ 容 % 面積加重平均建 % ・ 容 %				宅地造成等規制区域		内・一部・外									
							風致地区		内・一部・外									
							自然公園 (国立・国定・都立)		内・一部・外									
	☐ 樹林地 ☐ 植木畑・果樹園 ☐ 畑・田 ☐ 草地・空地 ☐ 河川・沼地・用水 ☐ その他 ()		既存緑地面積 m ² m ² m ² m ² m ² 本		保存樹木・樹林		有・無											
					埋蔵文化財指定地域		該当・非該当											
					樹高 5 m 以上の樹木		総合設計・一団地設計											
					本													
	⑥ 土地利用計画		区域面積 (行為の規模)		目的とする 施設用地		公園用地		道路用地									
		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²								
⑦ 緑地計画	内 訳		残留緑地		緑地合計		区域内緑地		公共的緑地		生け垣用地		宅地内緑地		接道部緑化			
					m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		接道部延長 m			
			植栽緑地		区域の		%		%		%		%		%		接道部緑化延長 m	
					区域の		%		%		%		%		%		接道部緑化率 %	
	主な樹種														建築物上緑化			
	樹高区分	残留緑地	5m 以上		本		本		本		本		本		屋上面積 m ² ☐ 屋上緑化 ☐ 壁面緑化 ☐ ベランダ ☐ 地上振替 合計緑化 m ² m ² m ² m ² m ² m ²			
													屋上の面積 %					
		植栽緑地	1.2m 未満		本		本		本		本		本		緑地の管理者			
			1.2m 以上 2m 未満		本		本		本		本		本		公共的緑地			
			2m 以上		本		本		本		本		本		その他の緑地			
⑧ 切土・盛土		切土面積 盛土面積 切土土量 盛土土量 差引土量 切盛合計		m ² m ² m ³ m ³ m ³ m ³		⑨ 雨水の 主な処 理方法		☐ 地下浸透 ☐ 公共下水道 ☐ 公共水路に放流 ☐ 調整池あり		⑩ 透水 地率		透水面積 A () m ² 区域面積 B () m ² A ÷ B × 100 = ()						

既 存 樹 木 等 保 護 検 討 書

① 行為地の地名地番	
② 許可申請者の氏名 (法人にあっては名称)	
③ 申請代理人の氏名	

④ 調査の概要	調査実施者の住所 氏名 連絡先						
	調 査 期 間		年 月 日から		年 月 日まで		
	行為地内の既存樹木本数又は既存樹林面積				うち改変する土地内に生育するもの		
	本／ m^2				本／ m^2		
	既 存 樹 木	樹種	樹高	目通り周	本数	生育状態	検討結果
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
		m	cm	本			
		m	cm	本			
合計			本				
既 存 樹 林	群落名	樹種	樹高	目通り周	本数	生育状態	検討結果
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
	平均樹高		m	平均目通り周	m	群落面積	m^2
備考欄							

備考 本検討書の記載欄が不足する場合は、既存樹木等一覧表（別紙）又は上記の内容を盛り込んだ独自の様式を添付すること。

（日本工業規格A列4番）

完了届出書

東京における自然の保護と回復に関する条例第53条の規定により、下記のとおり行為が完了したので届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿

代理人
住所
氏名

印

届出者
住所
氏名
(法人にあっては所在地、
名称及び代表者氏名)

印

(1) 許可等の番号、年月日	第 号 年 月 日
(2) 行為地の地名、地番及び地目	
(3) 行為の目的及び規模	
(4) 完了の年月日	

※受付処理欄	受 付 年 月 日	受 付 番 号	処 理 欄

- 備考1 ※受付処理欄は記入しないこと。
2 完了図、緑地の一覧(緑地面積を示す図書を含む。)及び写真(カラー)を添付すること。

(日本工業規格A列4番)

緑 地 等 管 理 計 画 書

東京における自然の保護と回復に関する条例（以下「条例」という。）第 55 条第 1 項の規定により、下記のとおり緑地等の管理計画について届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿

代理人

住 所

氏 名

印

届出者

住 所

氏 名

印

〔法人にあっては所在地、
名称及び代表者名〕

(1) 許可等の番号、年月日		第 号 年 月 日
(2) 行為地の地名、地番及び地目		
(3) 行為の目的及び規模		
(4) 開発行為の完了年月日		年 月 日
(5) 管理の方法	樹 木	
	その他樹木 以外の植物	
	(担当者) 住所 氏名 連絡先	

	受 付 年 月 日	受 付 番 号	処 理 欄
※ 受 付 処 理 欄			

備考 1 ※受付処理欄は記入しないこと。

2 緑地等の一覧（緑地面積を示す図書を含む。）及び管理の方法を記した図書（年間の管理工程表を含む。）を添付すること。

3 緑地等とは、条例第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項及び第 49 条第 1 項の許可により確保された緑地その他樹木以外の植物で覆われた土地、池沼、湿地等をいう。

(日本工業規格 A 列 4 番)

緑地等管理状況報告書

東京における自然の保護と回復に関する条例（以下「条例」という。）第55条第3項の規定により、下記のとおり緑地等の管理状況について報告します。

年 月 日

東京都知事 殿

代理人
住 所
氏 名

報告者
住 所
氏 名
〔法人にあっては所在地、
名称及び代表者名〕

印 印

(1) 許可等の番号、年月日	第 号 年 月 日
(2) 行為地の地名、地番及び地目	
(3) 緑地等管理計画書の届出年月日	年 月 日
(4) 管理の実施状況	樹 木
	その他樹木 以外の植物
	(担当者) 住所 氏名 連絡先

※ 受付処理欄	受 付 年 月 日	受 付 番 号	処 理 欄

備考1 ※受付処理欄は記入しないこと。

2 管理の状況を記した図書、緑地等の状態が分かる平面図及び写真を添付すること。

3 緑地等とは、条例第47条第1項、第48条第1項及び第49条第1項の許可により確保された緑地その他樹木以外の植物で覆われた土地、池沼、湿地等をいう。

変 更 許 可 申 請 書

東京における自然の保護と回復に関する条例第49条第1項の規定により、下記の行為について変更許可を申請します。

年 月 日

東京都知事 殿

代理人

変更許可申請者

住 所

住 所

氏 名

印

氏 名

印

(法人にあっては所在地、
名称及び代表者氏名)

許可番号、許可年月日	第 号 年 月 日
(1) 行為地の地名、地番 及び地目	
(2) 行 為 の 規 模	
(3) 行 為 の 目 的	
(4) 行為の施行方法	
(5) 予定年月日	着 手 年 月 日
	完 了 年 月 日
変更の内容及び理由	

	受 付 年 月 日	受 付 番 号	処 理 欄
※受付処理欄			

備考1 ※受付処理欄は記入しないこと。

2 必要に応じて当該変更に係る以下のものを添付すること。

- (1) 計画概要書(第15号様式)
- (2) 既存樹木等保護検討書(第15号様式の2)
- (3) 行為地の位置図及び方位を示すもの、土地の登記事項証明書及び公図の写し、面積測量図、行為地内及びその周辺の土地の地形、土壌、動植物の生息又は生育状況等の自然の状況を示す図書
- (4) 建築物その他の工作物の位置、規模、形状等を示す図書、開発行為の施工方法を示す図書、土地の造成計画を示す図書、土壌の確保及び利用計画を示す図書
- (5) 切土又は盛土法面のこう配、調整池、えん堤、よう壁等の設計を示す図書
- (6) 雨水等の地下浸透対策を示す図書
- (7) 行為地内に存する動植物の生息地又は生育地の保護及び回復計画を示す図書
- (8) 緑地の位置、規模、樹木の本数、施工及び管理計画等を示す図書

(日本工業規格A列4番)

東京における自然の保護と回復に関する条例（抜粋）
（平成12年東京都条例第216号）

（開発の許可）

第四十七条 樹林地、草地、農地、池沼等の自然地を含む千平方メートル以上の規則で定める土地において、第一号から第七号までの用に供するため、又は第八号若しくは第九号の行為により、土地の形質を変更する行為を行おうとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法第七条第一項の規定により定められた市街化調整区域、保全地域等の地域を除く規則で定める地域にあっては、三千平方メートル以上とする。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（次号から第七号までに該当するものを除く。）。

二 住宅を建築すること。

三 ゴルフ場、運動場その他これらに類する屋外運動競技施設を建設すること。

四 遊園地その他これに類する屋外娯楽施設を建設すること。

五 道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。）を建設すること。

六 駐車場、資材置場又は作業場を建設すること。

七 墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第五号に規定する墓地をいう。）を建設すること。

八 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

九 土砂等（埋立て又は盛土の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物以外のものをいう。）による埋立て及び盛土（第一号から前号までに該当するものを除く。）をすること。

2 知事は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の許可を行うものとする。

一 前項の許可の申請に係る行為において、規則で定めるところにより、既存樹木等の保護について検討されていること。

二 前項の許可の申請に係る行為が、規則で定める緑地等の基準に適合していること。

三 前項の許可の申請の手続が、規則の規定に違反していないこと。

3 知事は、第一項の許可のうちその許可に係る土地の面積が三万平方メートル以上であるものについて、その土地における行為に係る許可をしようとするときその他知事が特に必要があると認めるときは、あらかじめ第十二条第一項の東京都自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、第一項の許可に当たっては、自然の保護と回復のために必要な限度において、条件を付することができる。

5 国の機関若しくは地方公共団体が行う行為（第一項の土地の形質を変更する行為をいう。以下この項において同じ。）又は都市計画法による都市計画事業の施行として行う行為若しくは土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）による土地区画整理事業の施行として行う行為は、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、その国の機関、地方公共団体又は都市計画法第五十九条第四項に定める都市計画事業の施行をしようとする者若しくは土地区画整理法第四条若しくは第十四条に定める土地区画整理事業の施行をしようとする者は、その行為を行おうとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。

（開発の許可の特例）

第四十八条 前条の規定にかかわらず、前条第一項第一号から第七号までの用に供するため、又は第八号若しくは第九号に掲げる行為により土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）を行おうとする者は、次の各号のいずれかに定める場合においては、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

一 開発行為を行おうとする土地（以下「行為地」という。）に隣接する土地（以下「隣接地」という。）において行われた開発行為が完了した日から起算して三年を経過する日前に、当該行為地において開発行為を行おうとする場合で、当該行為地の所有者と隣接地の所有者が同一（規則で定める同一と認められる場合を含む。）であり、かつ当該行為地と隣接地とを合わせた土

地（以下「開発区域」という。）が規則で定める要件を満たしているとき。

二 隣接地において行われた開発行為と一体と認められる開発行為で規則で定めるものを、行為地において行おうとする場合で、当該行為地における開発行為が、隣接地における開発行為が完了した日から起算して三年を経過する日前に行われ、かつ開発区域が規則で定める要件を満たしているとき。

2 知事は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の許可を行うものとする。

一 前項の許可の申請に係る行為において、規則で定めるところにより、既存樹木等の保護について検討されていること。

二 前項の許可の申請に係る行為が、規則で定める緑地等の基準に適合していること。

三 前項の許可の申請の手続が、規則の規定に違反していないこと。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、「第一項の許可」とあるのは「第四十八条第一項の許可」と、「土地の面積」とあるのは「開発区域の面積」と、「第一項の土地の形質を変更する行為」とあるのは「第四十八条第一項の土地の形質を変更する行為」と読み替えるものとする。（変更の許可）

第四十九条 第四十七条第一項又は前条第一項の許可を受けた者で、行為の規模その他の規則で定める事項を変更しようとするものは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 知事は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の許可を行うものとする。

一 前項の許可の申請に係る行為において、規則で定めるところにより、既存樹木等の保護について検討されていること。

二 前項の許可の申請に係る行為が、規則で定める緑地等の基準に適合していること。

三 前項の許可の申請の手続が、規則の規定に違反していないこと。

3 第四十七条第三項及び第四項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、「第一項の許可」とあるのは、「第四十九条第一項の許可」と読み替えるものとする。

（標識の掲示）

第五十条 第四十七条第一項、第四十八条第一項又は前条第一項の許可（以下「開発の許可等」という。）を受けた者は、当該開発の許可等に係る土地内の公衆の見やすい場所に、開発の許可等に係る行為が完了するまでの間、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 前項の標識を掲示した者は、第五十四条第一項により中止を命じられたとき、又は開発の許可等に係る行為を完了し、若しくは廃止したときは、速やかに当該標識を撤去しなければならない。

（廃止の承認）

第五十一条 開発の許可等を受けた者は、当該開発の許可等に係る行為を途中で廃止しようとするときは、あらかじめ、原状回復等の計画書を添えてその旨を知事に届け出て、承認を得なければならない。（休止の届出等）

第五十二条 開発の許可等を受けた者は、当該開発の許可等に係る行為を二月以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。休止を解除したときも、同様とする。

2 開発の許可等を受けた者は、前項の休止をするときは、土砂のたい積、崩壊又は流出等の災害の発生等による自然破壊が生じないよう、十分な対策を行わなければならない。

（完了の届出等）

第五十三条 開発の許可等を受けた者は、当該開発の許可等に係る行為が完了したときは、完了した日から起算して十四日以内に完了届を提出しなければならない。

2 知事は、前項の完了届が提出されたときは、開発の許可等の内容に適合すると認めるときは、速やかに完了検査済証を同項の規定による提出をした者に交付しなければならない。

（中止命令等）

第五十四条 知事は、自然の保護と回復のため必要があると認めるときは、第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の規定に違反した者又は第四十七条第四項（第四十八条第三項及び第四十九条第三項の規定により準用される場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者に対して、その違反行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定により中止又は原状回復若しくは原状回復に代わるべき措置を命じたときは、開発の許可等に係る土地内に規則で定める事項を記載した標識を設置することができる。

（緑地等の管理義務）

第五十五条 開発の許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、開発の許可等により確保された緑地等（以下この条において「緑地等」という。）の維持その他の必要な管理に係る事項を記載した計画書（以下「緑地等管理計画書」という。）を作成し、規則で定める期間内に、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により緑地等管理計画書を提出した者（以下「緑地等管理計画書提出者」という。）は、規則で定める期間、当該緑地等管理計画書に基づき、緑地等を適切に管理しなければならない。

3 緑地等管理計画書提出者は、規則で定めるところにより、緑地等管理計画書に基づいて実施した緑地等の管理の状況について記載した報告書（以下「緑地等管理状況報告書」という。）を作成し、規則で定める期間内に、知事に提出しなければならない。

4 前二項の規定は、売買その他の事由により、第一項の開発の許可等に係る土地を管理する権原として規則で定めるもの（以下「管理権原」という。）が移転したときは、適用しない。

5 管理権原を有する者は、規則で定める期間内に当該管理権原が移転し、他の者が当該管理権原を有することとなったときは、緑地等管理計画書の写しを、当該管理権原を有することとなった者に交付するよう努めなければならない。

6 第二項の場合を除くほか、管理権原を有する者は、緑地等管理計画書の内容を勘案すること等により、緑地等の適切な管理に努めなければならない。

（勧告）

第五十五条の二 知事は、緑地等管理計画書を提出しない者に対して、当該緑地等管理計画書を提出することを勧告することができる。

2 前項の規定は、緑地等管理状況報告書の提出について準用する。（適用除外）

第五十六条 第四十七条及び第四十八条の規定は、次の各号に掲げる行為については、適用しない。

一 自然環境保全法第十七条ただし書若しくは第二十五条第四項の許可に係る行為、同法第十七条第五項第二号若しくは第二十五条第十項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは同法第二十一条第一項（同法第三十条において準用する場合を含む。）の協議に係る行為又は第二十二条第三項若しくは第二十四条の許可に係る行為、第三十条第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは第三十二条第一項の協議に係る行為

二 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の許可に係る行為、同法第二十条第九項第四号若しくは第二十一条第八項第四号に掲げる行為若しくは同法第六十八条の協議に係る行為又は東京都自然公園条例第十二条第一項の許可に係る行為若しくは同条第六項第三号に掲げる行為

三 自然公園法第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従って行うもの又は東京都自然公園条例第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従って行うもの

四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の許可に係る行為、同条第八項の協議に係る行為又は同条第九項第一号若しくは第三号に掲げる行為

五 森林法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可に係る行為又は同項第一号若しくは第六号（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に掲げる場合に行う行為

六 自然環境保全法又は第二十一条による保全事業の施行として行う行為

七 自然公園法又は東京都自然公園条例による公園事業の施行として行う行為

八 農業、林業又は漁業の用に供する建築物その他の工作物の建築の用に供するために行う行為（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第二条第七号に規定する工場又は同条第八号に規定する指定作業場の建築の用に供するために行う行為及び土砂の搬入を伴う行為を除く。）

九 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（抜粋） （平成13年 東京都規則第39号）

（開発許可の対象となる土地）

第五十条 条例第四十七条第一項に規定する規則で定める土地は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 行為地の区域の総面積の三分の一以上の面積が自然地（樹林地、草地（建築物その他の工作物の除却後、五年以上経過して自然が回復していると認められる土地を含む。）、農地、池沼又はこれらに類する状態にある土地をいう。以下同じ。）である土地

二 一団で千平方メートル以上の自然地を含む土地

（開発許可の対象となる地域の区分）

第五十一条 条例第四十七条第一項ただし書に規定する規則で定める地域（以下「甲地域」という。）は、次に定める区域を除く地域とする。

一 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区

二 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項に規定する保安林又は同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設地区

三 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項に規定する原生自然環境保全地域又は同法第二十二条第一項に規定する自然環境保全地域

四 条例第十七条第一項に規定する保全地域

五 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第一項に規定する国立公園又は同条第二項に規定する国定公園

六 東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）第五条第一項に規定する都立自然公園

七 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第三条第一項に規定する近郊緑地保全区域

八 都市計画法第五条第一項に規定する都市計画区域以外の区域

九 都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域又は同法第八条第一項第七号に掲げる風致地区

2 行為地（条例第四十八条第一項の許可の場合は開発区域をいう。）が、甲地域及び乙地域（前項第三号から第九号までに定める区域（同項第三号及び第四号の区域にあつては普通地区、同項第五号及び第六号の区域にあつては普通地域に限る。）をいう。以下同じ。）の両地域にまたがる場合は、当該行為地のうち過半の面積を占める地域の区分を当該行為地の地域の区分とみなす。ただし、当該行為地の乙地域に存する部分の面積が千平方メートル以上あるときは、その地域の区分は乙地域とする。

（開発の許可等の要件）

第五十二条 条例第四十七条第二項、第四十八条第二項及び第四十九条第二項の規定による既存樹木等の保護の検討は、当該検討に必要な調査が行われ、当該調査の結果に基づき、当該既存樹木等をそのまま残し、又は行為地（条例第四十八条第一項の許可の場合（同項の許可を受けた者が条例第四十九条第一項の許可を受けようとする

る場合を含む。)は開発区域をいう。以下この条において同じ。)内において移植することについて適正な検討が行われていることとする。

2 条例第四十七条第二項、第四十八条第二項及び第四十九条第二項に規定する規則で定める緑地(樹木で覆われた土地又は池沼若しくは湿地等をいう。以下同じ。)等の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 行為地(条例第四十八条第一項の許可の場合(条例第四十八条第一項の許可を受けた者が条例第四十九条第一項の許可を受けようとする場合を含む。以下この条において同じ。))は開発区域をいう。)及びその周囲の状況から判断して、土地の利用並びに施設の計画及び工事の施行方法等が、自然の保護と回復につき、十分に配慮されたものであること。

二 土地の造成、地表の舗装等土地の形質の変更が必要最小限であり、かつ地形に順応したものであること。

三 切土、盛土、一時的な土砂のたい積又は調整池等の排水施設、えん堤若しくはよう壁等の設置を行う場合は、それらが適正に行われ、土砂等の崩落、汚濁水の発生等による被害が生じるおそれのないものであること。

四 雨水等の地下浸透について十分に配慮されていること。

五 行為地内に現存する良好な土壌が確保され、植栽の土壌として利用されていることについて十分な配慮がなされていること。

六 動植物の生息又は生育について適正な配慮がなされていること。

七 次に掲げるそれぞれの緑地の確保及び緑化が行われていること。

イ 別表第五の上欄に掲げる対象行為の区分及び同表の中欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる当該区域(条例第四十七条第一項の許可(条例第四十七条第一項の許可を受けた者が、受けようとする条例第四十九条第一項の許可を含む。)にあっては当該行為地を、条例第四十八条第一項の許可(条例第四十八条第一項の許可を受けた者が、受けようとする条例第四十九条第一項の許可を含む。)にあっては開発区域をいう。)における面積以上の面積の緑地を確保すること。この場合において、接道部の緑化にあっては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を接道部の長さに乗じて得た長さ以上について緑化を行うこと。ただし、通行の便その他の事情により接道部の緑化に支障があると認められる場合はこの限りでない。

ロ 開発行為に伴う建築物等の建築に当たっては、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる面積以上の建築物上の面積について樹木、芝、草花等の植栽による緑化を行うこと。

(許可申請)

第五十三条 条例第四十七条第一項又は第四十八条第一項に規定する許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、許可申請書(第十四号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、計画概要書(第十五号様式)、既存樹木等保護検討書(第十五号様式の二)及びその他の図書を添付しなければならない。

3 申請者は、当該開発行為が公共施設(都市計画法第四条第十四項に定めるものをいう。)の管理に影響を及ぼすと認められる場合は、第一項の許可申請書に、その公共施設の管理者の同意書を添付しなければならない。

4 行為地の土地の所有者以外の者が申請を行う場合は、第一項の許可申請書に、申請者が開発行為を行う権利を有する者であることを示す図書を添付しなければならない。

(協議の手続等)

第五十四条 条例第四十七条第五項に定める協議に当たっては、第五十二条の規定の例による。

2 前項の協議においては、前条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「許可を受けようとする者(以下「申請者」という。))とあるのは「協議をしようとする者(以下「協議者」という。))と「許可申請書(第十四号様式)」とあるのは「協議書」と、同条第二項中「許可申請書」とあるのは「協議書」と、「計画概要書(第十五号様式)」とあるのは「協議者」と、同条第三項中「申請者」とあるのは「協議者」と、「許可申請書」とあるのは「協議書」と読み替えるものとする。(行為地と隣接地の所有者が同一と認められる場合)

式)」とあるのは「協議書」と、同条第二項中「許可申請書」とあるのは「協議書」と、「計画概要書(第十五号様式)」とあるのは「協議者」と、同条第三項中「申請者」とあるのは「協議者」と、「許可申請書」とあるのは「協議書」と読み替えるものとする。(行為地と隣接地の所有者が同一と認められる場合)

第五十五条 条例第四十八条第一項第一号(同条第三項において準用する条例第四十七条第五項の場合を含む。)に規定する規則で定める同一と認められる場合は、次に掲げるとおりとする。

一 行為地の所有者が、隣接地の所有者である株式会社の発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有する場合

二 隣接地の所有者が、行為地の所有者である株式会社の発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有する場合

三 行為地の所有者が国又は地方公共団体であり、隣接地の所有者が当該国又は地方公共団体が法令等に基づき基本財産の過半を出資している法人である場合

四 隣接地の所有者が国又は地方公共団体であり、行為地の所有者が当該国又は地方公共団体が法令等に基づき基本財産の過半を出資している法人である場合

(開発区域の許可対象要件)

第五十六条 条例第四十八条第一項第一号及び第二号に規定する規則で定める要件とは、甲地域においては三千平方メートル以上、乙地域においては千平方メートル以上の面積の土地で、かつそれぞれの土地の中に、その面積の三分の一以上の面積に相当する自然地又は一団で千平方メートル以上の自然地を含む場合とする。

(行為地と隣接地の開発行為が同一と認められる場合)

第五十七条 条例第四十八条第一項第二号に規定する一体と認められる開発行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 店舗若しくは共同住宅のための駐車場又は工場のための資材置場若しくは作業場等隣接地における開発行為により設置された施設と機能の上で相互に関連し、一体となっている施設を設置するための開発行為

二 墓地の拡張、土砂等の埋立行為地の拡張等隣接地における開発行為と同種の開発行為であり、かつ隣接地における開発行為により設置された管理棟、出入口、通路、調整池等の施設を共用する開発行為

(変更許可を必要とする事項)

第五十八条 条例第四十九条第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 開発行為の規模の変更

二 開発行為の着手年月日の変更(着手予定日から五年以上遅延する場合に限る。)

三 土地の形質を変更する範囲の拡大

四 切土又は盛土法のり面のこう配、高さ、位置、調整池等の排水施設、えん堤、よう壁等の設計内容の変更

五 雨水等の地下浸透施設の浸透能力の変更(浸透能力を低下させる場合に限る。)

六 行為地内に現存する良好な土壌の保全及び利用の計画の変更(良好な土壌量が減少する場合に限る。)

七 動植物の生息又は生育に対する適正な対策に関する計画の変更

八 緑地(第六十条第七号に規定する植栽緑地を除く。)の配置及び規模(緑地の規模を縮小する場合に限る。)、樹種、樹木の本数(樹種、樹木の本数が減少する場合に限る。)並びに緑地の配置等の施工及び管理計画等の変更

(変更許可申請)

第五十九条 条例第四十九条第一項に規定する許可を受けようとする者は、変更許可申請書(第十六号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の変更許可申請書には、第五十三条第二項に規定する図書のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

3 第一項の場合において、変更する開発行為が公共施設の管理に影響を及ぼすと知事が認めるときは、同項の変更許可申請書に、その公共施設の管理者の同意書を添付しなければならない。

4 行為地の土地の所有者以外の者が申請を行う場合は、第一項の変

更許可申請書に、同項の申請をする者が開発行為を行う権利を有する者であることを示す図書を添付しなければならない。

(変更許可を要しない軽微な変更)

第六十条 条例第四十九条第一項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- 一 行為の着手年月日の変更(着手予定日から五年以内の場合に限る。)
- 二 建築物その他の工作物、運動場、娯楽施設等の配置、規模、形状等の変更(第五十八条各号に規定する変更許可を必要とする場合を除く。)
- 三 土地の形質を変更する範囲の縮小
- 四 雨水等の地下浸透施設の浸透能力の向上
- 五 行為地内に現存する良好な土壌の保全及び利用計画の変更(良好な土壌量が増加する場合に限る。)
- 六 開発行為の施行方法の変更(第五十八条に規定するものを除く。)
- 七 修景施設として認められる植栽緑地の形状、樹種又は位置の変更
- 八 緑地(前号に規定する植栽緑地を除く。)の配置及び規模の変更(緑地の規模を増加する場合に限る。)、樹木の本数(本数を増加する場合に限る。)

(処理期間)

第六十一条 知事は、第五十三条第一項及び第五十九条第一項の申請書の提出があった場合においては、その申請書が提出された日から二月以内に、その申請に対する処分を決定し、許可の処分をするときはその旨を、不許可の処分をするときはその理由を申請した者に通知するものとする。

- 2 知事は、第五十三条第一項及び第五十九条第一項の申請書の提出があった場合において、前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、申請をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知するものとする。

(標識)

第六十二条 条例第五十条第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 工事の予定期間
- 三 許可を受けた行為の目的及び内容
- 四 行為地(条例第四十八条第一項の許可の場合は開発区域をいう。以下この条及び第六十六条において同じ。)の範囲を示す地番又は名称
- 五 行為地の面積
- 六 許可を受けた者の住所、氏名及び連絡先
- 七 工事を行う者の住所、氏名及び連絡先
- 八 現場責任者の氏名及び連絡先

- 2 前項の事項を記載した標識は、第十七号様式によるものとする。

(廃止の承認申請)

第六十三条 条例第五十一条の規定により廃止の承認を受けようとする者は、廃止承認申請書(第十八号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、原状回復等計画書(第十九号様式)その他の図書を添付しなければならない。
- 3 知事は、第一項の廃止承認申請書の提出があった場合において、その原状回復等の計画及び施行方法が、自然の保護と回復の面から適正なものであると認められるときは、廃止を承認しなければならない。

(休止等の届出)

第六十四条 条例第五十二条の規定により休止又は休止の解除(以下「休止等」という。)の届出をしようとする者は、休止(解除)届出書(第二十号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、土砂のたい積、崩壊又は流出等の災害の発生等による自然破壊への対策を示す図書(休止の場合に限る。)を添付しなければならない。

(完了の届出)

第六十五条 条例第五十三条に規定する完了届は、第二十一号様式による。

- 2 前項の届出書には、次の図書等を添付しなければならない。

- 一 完了図
- 二 緑地の一覧(緑地面積を示す図書を含む。)
- 三 写真(緑地の状態がわかるもの)

(緑地等管理計画書の届出)

第六十五条の二 条例第五十五条第一項に規定する緑地等管理計画書は、第二十一号様式の二によるものとする。

- 2 条例第五十五条第一項の規則で定める期間は、開発の許可等に係る行為が完了した日から起算して三十日間とする。
- 3 条例第五十五条第二項及び第五項の規則で定める期間は、同条第一項の規定により緑地等管理計画書を提出した日から起算して一年間とする。
- 4 条例第五十五条第三項に規定する緑地等管理状況報告書は、第二十一号様式の三によるものとする。
- 5 条例第五十五条第三項の規則で定める期間は、同条第一項の規定により緑地等管理計画書を提出した日から起算して一年を経過した日から起算して二月間とする。
- 6 条例第五十五条第四項の規則で定める権原は、所有権、賃借権及び地上権とする。

(標識)

第六十六条 条例第五十四条第二項に規定する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 命令の内容
- 二 命令の対象となる者の住所及び氏名
- 三 命令の対象となる行為
- 四 行為者の住所及び氏名
- 五 行為地における命令の範囲

- 2 前項の事項を記載した標識は、第二十二号様式による。

(地位の承継届)

第六十七条 条例第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条第一項の許可を受けた行為の完了前に相続、合併、分割その他の理由により当該許可を受けた者の地位を承継した者は、地位の承継届出書(第二十三号様式)を知事に提出しなければならない。

「植栽時における在来種選定ガイドライン」 ～生物多様性に配慮した植栽を目指して～を作成しました

東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物（以下「在来種」という。）を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っています。

今般、都民や事業者が緑化をする際に参考となるガイドラインを作成することにより、広く在来種の植栽を増やし、都内の生物多様性を向上したいと考えています。

本ガイドラインが緑化に関わる方々に幅広く活用され、都内で在来種の植栽による緑のネットワークの形成が進むことを期待しています。

「植栽時における在来種選定ガイドライン」の概要

1 生物多様性に配慮した植栽植物の分類

生物多様性に配慮した在来種植栽を推進する観点から、植栽植物を以下の4つに分類しました。

- ① 植栽に適した植物（在来種）
- ② 植栽の目的に応じて利用できる植物（栽培品種及び侵略的でない外来種）
- ③ 植栽への利用に注意を要する植物（繁殖力の旺盛な在来種及び侵略的とされる外来種）
- ④ 植栽に適さない植物（特定外来生物及び要注意外来生物）



① 植栽に適した植物の例…エゴノキ
（在来種（東京都西新宿付近））



④ 植栽に適さない植物の例…オオハングソウ
（特定外来生物）

2 植栽種（在来種）の選び方

植栽する地域の地形や気候等の条件で生育すると考えられる樹林地の樹種や、周辺の植生を構成する樹種等を参考にして、植栽候補種を選択する手法を示しました。

また、動物の多様な生息空間をつくり出すため、高さの異なる植物を組み合わせることや、植栽基盤整備・初期管理の重要性等を配慮事項として示しました。

●「植栽時における在来種選定ガイドライン」の入手方法

東京都環境局のホームページからダウンロードできます。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/green_biodiv/ns_guidelines.html

「植栽時における在来種選定ガイドライン」問い合わせ先
東京都環境局自然環境部計画課 直通：03-5388-3548

東京都における自然の保護と回復 に関する条例 開発許可の手引

令和2年2月発行

登録番号 (31) 101
環境資料第31114号

編集・発行 東京都環境局自然環境部緑環境課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第二本庁舎19階

電話 03 (5388) 3455 (直通)

電話 03 (5321) 1111 (代表)

内線 42-645~8

東京都多摩環境事務所自然環境課

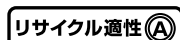
〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3

東京都立川合同庁舎3階

電話 042 (521) 4809 (直通)

印刷 株式会社アライ印刷

電話 03 (5376) 9123 (代)



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率70%
石油系溶剤を含まないインキを使用しています